

# 通商と経済安全保障の交錯 ～企業と国家の対応の現実～

弁護士

高崎直子 Naoko Takasaki

弁護士

鈴木 潤 Jun Suzuki

## I はじめに

2026年2月24日、中国が、日本企業計40社を対象とする二つのリストを公布し、軍民デュアルユース品目（両用品）の対日輸出管理を強化した。そのうち20社は「輸出管理コントロールリスト」に列挙され、原則として輸出が禁止される。残る20社については、「注視リスト」に掲載されており、個別許可制の下で厳格な審査を課すものと考えられる。加えて、中国当局は、リストに掲載されていない企業であっても、日本の軍事用途、あるいは「軍事力の向上に寄与する用途」に関わる場合には、既存公告に基づき輸出禁止の対象となり得るとしている（2026年1月6日付「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」（商務部公告2026年第1号）参照）。ここで用いられる「軍事力向上に寄与する用途」の外延は不明確であり、これまでの輸出管理よりも広い射程を有し得る。

この一連の措置は、単なる貿易摩擦とは少し性質が異なるように思われる。政治的緊張が高まる局面において、貿易措置が政治的圧力的手段として用いられる——いわば通商が外交的・戦略的メッセージの媒体となることを顕著に示している。

その意味で、これまで暗黙のうちに区別され

てきた「外交で処理される問題」と「通商法で処理される問題」という整理は、もはや明確な境界を保ち得なくなっている。経済安全保障の時代とは、まさにその境界が揺らぐ時代にほかならない。

自由貿易体制を前提として構築されてきた国際経済秩序は、いまや安全保障を正面から組み込んだ新たな調整局面に入っている。本連載では、こうした現象を「経済安全保障と通商の交錯」という視点から捉え直し、その制度的背景と実務的含意を検討していく。

## II

### グローバルサプライチェーンに内包された脆弱性の顕在化

戦後約80年、各国は自由貿易体制、特にWTO協定を中心としたルールの存在により、予見可能性の高いビジネス環境を享受してきた。これにより、国家をまたぐグローバルなサプライチェーンが形成され、生産効率化を前提に世界経済が成長してきた。そして、企業もこうした自由貿易のルールが守られることをひとまずの前提としておいた上で、生産効率の最大化を最も大きな考慮要素として、事業活動を計画、実行することができた。

もちろん、80年代の日米通商摩擦も含め、特定国間での通商摩擦はあり、個々の国家間の